



鳥取県公報

令和3年9月1日(水)
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
(464) (森林づくり推進課) 2
- ◇ 公 告 令和3年度後期技能検定の実施 (産業人材課) 3

告 示

鳥取県告示第464号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の令和3年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和3年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	924.69
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,898.21
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,664.14
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	781.47
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,147.64
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	185.36
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	62.00
	岩美	岩美郡岩美町	105.00
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	16.71
	三朝	東伯郡三朝町	53.20
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	37.28
	琴浦	東伯郡琴浦町	51.89
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.78
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.29
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.82
	江府	日野郡江府町	4.49
干害の防備	高路	鳥取市高路	12.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.97
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.45
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、令和3年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和3年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

（1）特級

金属熱処理
 機械加工
 放電加工
 金属プレス加工
 めっき
 仕上げ
 機械検査
 電子機器組立て
 空気圧装置組立て
 建設機械整備
 紳士服製造
 プラスチック成形

（2）1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 鍛造（プレス型鍛造作業）
 ロープ加工（ロープ加工作業）
 機械検査（機械検査作業）
 電気機器組立て（シーケンス制御作業）
 鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）
 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
 農業機械整備（農業機械整備作業）
 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
 プラスチック成形（射出成形作業）
 建築大工（大工工事作業）
 かわらぶき（かわらぶき作業）

- 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
- 型枠施工（型枠工事作業）
- 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
- コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
- 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
- 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
- ガラス施工（ガラス工事作業）
- 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）
- 金属材料試験（組織試験作業）
- 塗装（鋼橋塗装作業）
- 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
- ただし、プラスチック成形（射出成形作業）にあつては、実技試験のみ実施する。

(3) 3級

- 造園（造園工事作業）
- 機械加工（普通旋盤作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（シーケンス制御作業）
- 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- ただし、造園（造園工事作業）にあつては、学科試験のみ実施する。

(4) 単一等級

- 電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和3年12月3日（金）から令和4年2月13日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和3年11月26日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 令和4年1月30日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和4年1月23日（日）
さく井、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、	令和4年1月30日（日）

防水施工及び機械・プラント製図	
ロープ加工、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び広告美術仕上げ	令和4年2月6日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
電気機器組立て及び内燃機関組立て	令和4年1月23日（日）
造園及び家具製作	令和4年1月30日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て及び建築大工	令和4年2月6日（日）

(エ) 単一等級

令和4年2月6日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 18,200円

イ 1級、2級及び3級

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
上記以外の職種	18,200円

ウ 単一等級

18,200円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する35歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう（以下同じ。）。

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者

(イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
上記以外の職種	9,200円

オ イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

(イ) 法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

(ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

(エ) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(オ) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(カ) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(キ) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職 種	手 数 料	
	35歳未満の者	その他の者
機械検査（2級に限る。）	3,100円	12,100円
機械検査（2級を除く。）	2,900円	10,100円
機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、家具製作及び建築大工	3,100円	12,100円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

令和3年10月4日（月）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(1)に掲げる書類は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、令和3年10月15日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和4年3月11日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターの1階の掲示板等とその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、掲示板等への掲示については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、中止する場合がある。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が令和4年3月11日

付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。